

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要(食品加工用機械関係)①

## 必要性

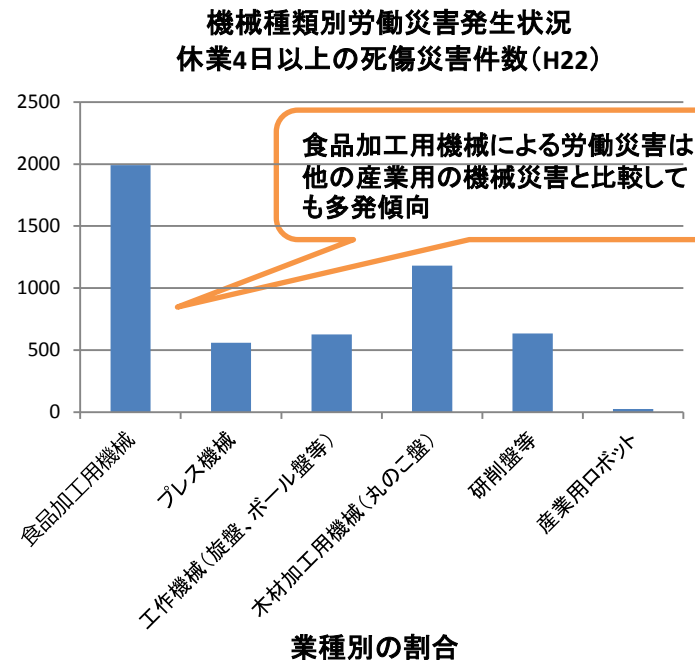
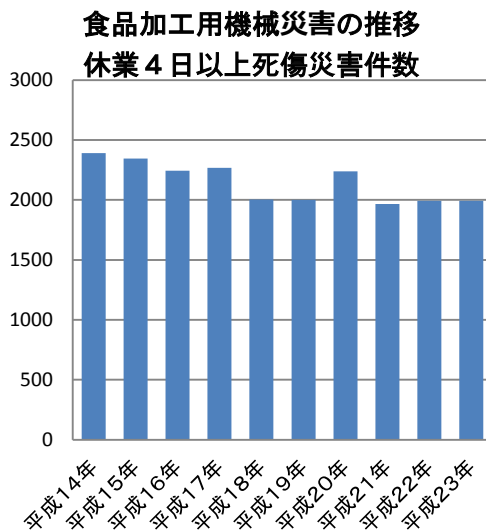
食品加工用機械による労働災害は年間約2,000件発生しており、他の産業用機械と比較しても多発している。

このうち障害を伴う、切断・挫滅の割合が1/4を占める。(年間約500件発生)

現在、食品加工用機械の作業の特性に応じた規制がないことから、機械の危険な部分への覆いの設置や送給時・取り出し時の用具の使用等を義務付ける必要がある。

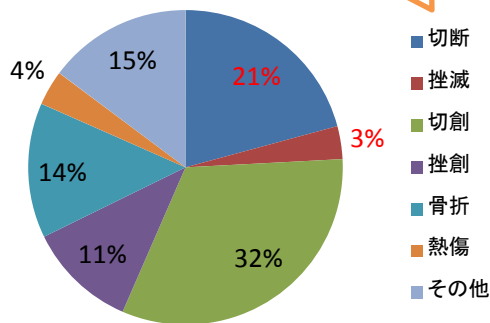
また、第12次労働災害防止計画では、第3次産業が最重点業種にされているところ、食品加工用機械による災害の1/3は第3次産業で発生しており、この改正は、第3次産業の安全対策にも資するものである。

## <食品加工用機械に係る労働災害発生状況>

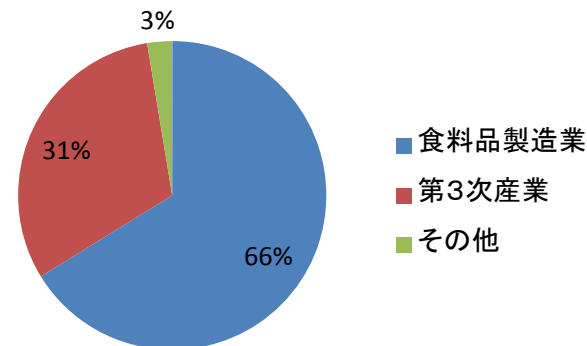


切断、挫滅の割合が約1/4を占める

傷病の種類別割合(H22)

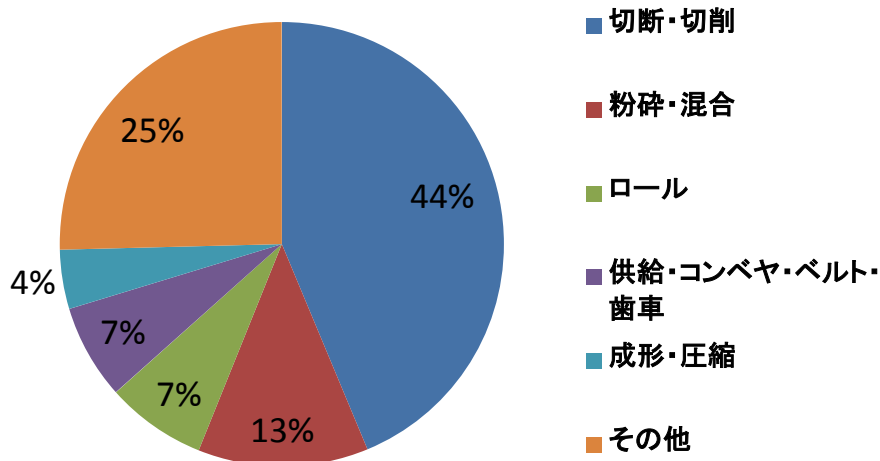


業種別の割合



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要(食品加工用機械関係)②

## <食品加工用機械に係る労働災害発生原因>



- 1 切断等を行う機械(例:チョップカッター) 2 混合等を行う機械(例:ミキサー)



### <主な災害原因(共通)>

- ① 加工作業中、手を入れた。(カバーなし。又は、カバーが不十分。)
- ② 加工物が詰まって、手を入れた。(機械の運転停止せず。)

## 改正の概要

- 1 食品加工用機械について、次の措置を義務付け  
(1) 切断機・切削機による切断・切削の危険の防止
  - ①機械の危険な部分に覆い等を設置
  - ②原材料の送給・取り出し時には、原則として、機械の運転を停止・用具等を使用(2) 粉砕機・混合機による巻き込まれの危険の防止

原材料の送給・取り出し時には、原則として、機械の運転を停止・用具等を使用  
※機械の開口部への蓋等の設置の義務付けは、既に措置済み

(3) ロール機による巻き込まれの危険の防止

機械の危険な部分に覆い等を設置

(4) 成形機等による挟まれ・巻き込まれの危険の防止

挟まれ・巻き込まれの危険があるときは、機械に覆い等を設置
- 2 機械の目詰まり等の調整時には、原則として、機械の運転を停止する等の措置を義務付け